

「鳥取県持続可能な地下水利用協議会」会長印取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥取県持続可能な地下水利用協議会（以下「協議会」という。）の会長印の管理に関する事務について、基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「会長印」とは、協議会の業務遂行上作成された文書に使用する印章でそれを押印することにより、当該文書が真正なものであることを認証するためのものをいう。

(種類)

第3条 会長印は、「鳥取県持続可能な地下水利用協議会会長」の名称を彫刻するものとする。

(登録)

第4条 会長は、会長印を新たに調製し、再製し、又は改印したときは、その印影を会長印登録簿に登録しなければならない。

2 会長印が破棄されたときには、遅滞なく、前項の登録を抹消するものとする。

(使用範囲)

第5条 会長印は決裁が終了した文書を施行するときに限り、使用するものとする。

(全般管理)

第6条 事務局長は、公印の調製、改刻及び廃止について全般的な管理を行う。

2 事務局長は、公印の紛失、公印の不正使用その他公印に事故が生じた場合は、遅滞なく理由、経緯を付して会長に報告しなければならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、役員会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成25年7月12日から施行する。